

# 定 款

株式会社 マースグループホールディングス

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社マースグループホールディングスと称し、英文では、Mars Group Holdings Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の各号の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 各種電子機器の設計・試作並びに製造販売
- (2) ソフトウェアの開発
- (3) 電子機器の開発、企画並びに販売
- (4) 建設工事の請負及び設計・施工・監理
- (5) ホテル、飲食店の経営
- (6) 不動産の売買、賃貸借、管理並びに仲介
- (7) 損害保険代理業及び生命保険募集業
- (8) 情報処理及び情報提供サービス業
- (9) 食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、新聞、書籍並びに日用雑貨の輸入及び販売業
- (10) 古物の売買
- (11) 総合リース業及び貸金業
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 経営コンサルタント業及びマーケティングリサーチ
- (14) 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡
- (15) 有価証券の保有、運用、投資
- (16) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、6,762 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

## 第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社に取締役 10 名以内を置く。

(選 任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(相 談 役)

第 23 条 取締役会は、その決議により相談役若干名を置くことができる。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 24 条 当会社に監査役 5 名以内を置く。

(選 任)

第 25 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 26 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第 27 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第 28 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

## 第 6 章 取締役及び監査役の責任免除

(取締役及び監査役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第32条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

(附 則)

現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(2022年6月29日改定)